家庭用ガス温水床暖房契約(選択約款)新旧対照表

家庭用ガス温水床暖房契約(選択約款)(旧)	料金等定義書(ガス温水床暖房料金)(新)	備　考
1.適　用	1.適　用	
この選択約款は、この選択約款の適用条件を満たすお客さまが、適用を申し込み、当社が承諾したときに適用いたします。	この料金等定義書は、この料金等定義書の適用条件を満たすお客さまが、適用を申し込み、当社が承諾したときに適用いたします。	変更
2.選択約款の変更	2.料金等定義書の変更	変更
当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合、ガス料金その他の供給条件は変更後の選択約款によるものとします。	当社は、この料金等定義書を変更することがあります。この場合、ガス料金その他の供給条件は変更後の料金等定義書によるものとします。	変更 変更
3.用語の定義	3.用語の定義	
この選択約款において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。	この料金等定義書において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。	変更
(1)「家庭用ガス温水床暖房」(以下「床暖房」といいます。)とは、エネルギー源としてガスを使用し、4.(1)①の専用住宅または4.(1)②の併用住宅の居住部分にて、温水を循環させて暖房を行う機能を有する熱源機により、床面下に設置した配管に温水を供給して暖房を行う機器をいいます。なお、温風暖房は含まれません。	(1)「ガス温水床暖房」(以下「床暖房」といいます。)とは、エネルギー源としてガスを使用し、需要場所において温水を循環させて暖房を行う機能を有する熱源機により、床面下に設置した配管に温水を供給して暖房を行う機器をいいます。なお、温風暖房は含まれません。	変更 変更
(2)「居室」とは、居住の目的のために継続的に使用する室をいいます。		削除
(3)「専用住宅」とは居住の目的だけに建てられた住宅で、店舗、作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分がない住宅をいいます。		削除
(4)「併用住宅」とは、店舗、作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分と居住の目的に使用する部分とが結合している住宅をいいます。		削除
(5)「その他期」とは5月分から11月分(4月検針日の翌日から11月検針日まで)をいい、「冬期」とは、12月分から4月分(11月検針日の翌日から4月検針日まで)をいいます。	(2)「その他期」とは5月分から11月分(4月検針日の翌日から11月検針日まで)をいい、「冬期」とは、12月分から4月分(11月検針日の翌日から4月検針日まで)をいいます。	変更
(6)「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税およ	(3)「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税およ	変更

家庭用ガス温水床暖房契約(選択約款)(旧)	料金等定義書(ガス温水床暖房料金)(新)	備　考
び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てます。	び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てます。	
(7)「消費税率」とは、消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。なお、この選択約款においては10%といたします。	(4)「消費税率」とは、消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。なお、この料金等定義書においては10%といたします。	変更 変更
4. 適用条件	4. 適用条件	
この選択約款は、次のすべての条件を満たし、お客さまがこの選択約款の適用を希望される場合に適用いたします。	この料金等定義書は、お客さまがその適用を希望され、当社が承諾した場合に適用いたします。	変更
(1)床暖房を以下のいずれかの条件で使用されること。	(1)ガス温水床暖房を使用されること。	変更
①　専用住宅で使用する。		削除
②　併用住宅で、業務部分と居住部分に分離して居住部分に専用でガスメーターが設置されていて、居住部分で使用する。		削除
(2)一需要場所におけるガスメーターの能力が16立方メートル毎時以下であること。		削除
5. 契約の締結	5. 適用の開始および適用終了	変更
(1)お客さまは、この選択約款を承諾のうえ、当社に使用を申し込んでいただきます。	(1)お客さまは、本料金等定義書を承諾のうえ、当社に適用を申し込んでいただきます。本料金等定義書の適用は、当社が申し込みを承諾した時点から開始いたします。	変更 追加
(2)契約期間は次の期間といたします。	(2)本料金等定義書の適用は、適用開始日から終了時期を定めずに継続するものとします。	変更
①　新たにガスの使用を開始した場合は、料金の適用開始の日から同日が属する月の翌月を起算月として12か月目の定例検針日までといたします。		削除

家庭用ガス温水床暖房契約(選択約款)(旧)	料金等定義書(ガス温水床暖房料金)(新)	備　考
②　ガス小売供給約款に定める契約(以下「小売契約」といいます。)または他の選択約款からこの選択約款へ変更した場合は、この選択約款の契約期間は、変更の日の翌日からその変更の日の属する月の翌月を起算月として12か月目の月の定例検針日までといたします。		削除
③　契約期間満了に先立って解約または変更の申し込みがない場合は、契約は、契約期間満了日の翌日からその満了日の属する月の翌月を起算月として12か月目の月の定例検針日まで同一条件で継続するものとし、以降も同様といたします。		削除
(3)当社は、この選択約款の契約期間満了前に解約または小売契約への変更をされたお客さまが、同一需要場所でこの選択約款または他の選択約款の申し込みをされた場合、その適用開始の希望日が契約の解約の日または小売契約への変更の日から1年に満たない場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。ただし、設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による解約の場合はこの限りではありません((4)において同じ)。	(3)当社は、本料金等定義書の適用の終了後、同一需要場所において再度本料金等定義書または他の料金等定義書の適用の申込みがあった場合において、その適用開始の希望日が、直前の適用終了日から1年に満たないときは、その申込みを承諾しないことがあります。ただし、設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による適用終了の場合は、この限りではありません。	変更
(4)当社は、お客さまがこの選択約款の契約期間満了前に他の選択約款への変更を申し込みされた場合には、申し込みを承諾できないことがあります。	(4)当社は、ガス温水床暖房の使用がないと判断した場合には、本料金等定義書の適用を終了し、一般ガス料金等定義書を適用することがあります。	変更
(5)当社は、お客さまが当社とのこの選択約款、小売契約または他の選択契約にもとづく料金を、小売契約に規定する支払期限日を経過しても支払われていない場合は、申し込みを承諾できないことがあります。	(5)当社は、お客さまが当社との本料金等定義書または他の料金等定義書にもとづく料金を、小売契約に規定する支払期限日を経過しても支払われていない場合は、申し込みを承諾しないことがあります。	変更
(6)当社は、小売契約に定める検針の他、契約変更があった日に検針を行います。	(6)当社は、小売契約に定める検針の他、適用内容の変更があった日に検針を行います。	変更
6.使用量の算定	6.使用量の算定	
各月使用分の使用量は、前月の検針日および当該月の検針日におけるガスメーターの読みにより使用量を算定いたします。	各月使用分の使用量は、前月の検針日および当該月の検針日におけるガスメーターの読みにより使用量を算定いたします。	
ただし、当該月の検針日以降、当該月内に解約を行った場合には、当該月の検	ただし、当該月の検針日以降、当該月内に適用終了を行った場合には、当該	変更

家庭用ガス温水床暖房契約(選択約款)(旧)	料金等定義書(ガス温水床暖房料金)(新)	備　考
針日および解約を行った日のガスメーターの読みにより算定いたします。	月の検針日および適用終了を行った日のガスメーターの読みにより算定いたします。	変更
8. 設置について (1)当社は、床暖房が設置されているかどうかを確認させていただく場合があります。この場合には、正当な理由がない限り、住宅への立ち入りを承諾していただきます。 (2)床暖房を取り外した場合は、ただちにその旨を当社へ連絡していただきます。なお、床暖房を取り外した場合は、この選択約款にもとづく契約を解約したものとみなします。		削除
9. 単位料金の調整 (1)当社は、毎月、(2)　②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算定式により別表2の料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表1(3)のとおりといたします。	8. 単位料金の調整 (1)当社は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算定式により別表2の各料金表の各基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表1(3)のとおりといたします。	変更
イ　平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき 調整単位料金(1立方メートルあたり) ＝基準単位料金＋0.066円×原料価格変動額／100円×(1＋消費税率)	イ　平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき 調整単位料金(1立方メートルあたり) ＝基準単位料金＋0.078円×原料価格変動額／100円×(1＋消費税率)	変更
ロ　平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき 調整単位料金(1立方メートルあたり) ＝基準単位料金－0.066円×原料価格変動額／100円×(1＋消費税	ロ　平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき 調整単位料金(1立方メートルあたり) ＝基準単位料金－0.078円×原料価格変動額／100円×(1＋消費税率)	変更

家庭用ガス温水床暖房契約(選択約款)(旧)	料金等定義書(ガス温水床暖房料金)(新)	備　考
率) (備　考) 上記の算定式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は、切り捨て。 (2)(1)の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。 ①　基準平均原料価格(トンあたり) 　37,710円 ②　平均原料価格(トンあたり) 別表1(3)に定められた各3か月間における貿易統計の数量および価額から算定したトンあたりLNG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し、10円単位といたします。)及びトンあたりLPG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。)をもとに次の算定式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。 (算定式) 平均原料価格 ＝ トンあたりLNG平均価格 × 0.9771 　　＋トンあたりLPG平均価格 × 0.0474 (備　考) トンあたりLNG平均価格及びトンあたりLPG平均価格は、当社窓口に掲示いたします。 ③　原料価格変動額 次の算定式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。	(備　考) 上記の算定式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は、切り捨て。 (2)(1)の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。 ①　基準平均原料価格(トンあたり) 　82,710円 ②　平均原料価格(トンあたり) 別表1(3)に定められた各3か月間における貿易統計の数量および価額から算定したトンあたりLNG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し、10円単位といたします。)及びトンあたりLPG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。)をもとに次の算定式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。 (算定式) 平均原料価格 ＝トン当たりLNG平均価格×0.9330 　　＋トン当たりLPG平均価格×0.0731 (備　考) トンあたりLNG平均価格及びトンあたりLPG平均価格は、当社窓口に掲示いたします。 ③ 原料価格変動額 次の算定式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。	変更 変更 変更

<table>
<tr><th>家庭用ガス温水床暖房契約(選択約款)(旧)</th><th>料金等定義書(ガス温水床暖房料金)(新)</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td>(算定式)
イ. 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき
原料価格変動額＝平均原料価格－基準平均原料価格

ロ. 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき
原料価格変動額＝基準平均原料価格－平均原料価格

付　則
<u>本選択約款の実施期日</u>
<u>本選択約款は、令和元年10月1日から実施いたします。</u>

2. 料金表(消費税等相当額を含みます。)
(1)基本料金
<table><tr><th></th><th>冬　期</th><th>その他期</th></tr><tr><td>1か月につき</td><td>2,200.00 円</td><td>1,320.00 円</td></tr></table>
(2)基準単位料金
<table><tr><td>1 立 方 メ ー ト ル に つ き</td><td>123.66 円</td></tr></table>
(3)調整単位料金
(2)の基準単位料金をもとに9の規定により算定した1立方メートルあたりの単位料金といたします。</td><td>(算定式)
イ. 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき
原料価格変動額＝平均原料価格－基準平均原料価格

ロ. 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき
原料価格変動額＝基準平均原料価格－平均原料価格

付　則
<u>本料金等定義書の実施期日</u>
<u>本料金等定義書は、令和8年4月1日から実施いたします。</u>

2. 料金表(消費税等相当額を含みます。)
(1)基本料金
<table><tr><th></th><th>冬　期</th><th>その他期</th></tr><tr><td>1か月につき</td><td>2,409.00 円</td><td>1,529.00 円</td></tr></table>
(2)基準単位料金
<table><tr><td>1 立 方 メ ー ト ル に つ き</td><td>162.99 円</td></tr></table>
(3)調整単位料金
(2)の基準単位料金をもとに9の規定により算定した1立方メートルあたりの単位料金といたします。</td><td>

変更
変更

変更

変更</td></tr>
</table>